東大阪市広告付き窓口用封筒の無償提供事業者募集要領

１．業務件名

東大阪市広告付き窓口用封筒の無償提供業務

２．業務の目的及び概要

市が発行した各種証明書等を持ち帰るために市民等に提供する窓口用封筒について、広告掲載を希望する事業者を募集し、原稿の事前確認及び校正並びにその他広告主との調整等、掲載にかかる一連の業務を行い、広告付き窓口用封筒として市に無償提供するもの。

（１）広告付き窓口用封筒について

来庁者が住民票の写し等の持ち帰り用として必要に応じて自由に利用するもので、市が利用を促進するものではない。

①規格及び必要予定枚数

上質紙、80g/㎡以上、2 色刷り以上とする。

ア　角型２号（大封筒）　　11 万枚

イ　角型６号（小封筒）　　５ 万枚

②広告の掲載の範囲等

ア　表面・裏面ともに複数の広告を掲載することも可

イ　広告の範囲は封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ 35％未満

ウ　掲載位置、サイズ、デザイン等は市と協議の上決定

エ　掲載する市の業務内容等については市の承認が必要

（２）設置期間

令和９年９月１日（水）から令和 10 年８月 31 日（木）までとする。

※１年間を単位として、２回を限度に更新できるものとする。

（３）設置場所

所　属	所　在　地
パスポート窓口	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎５階
市民室	荒本北１－１－１　東大阪市役所別館１階 （関係窓口含む）
マイナンバーカード布施駅前臨時窓口	長堂１－８-37 ヴェル・ノール布施１階
マイナンバーカード旭町庁舎臨時窓口	旭町１－１　東大阪市旭町庁舎２階
市民課	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎２階
日下行政サービスセンター	日下町３－１－７
四条行政サービスセンター	南四条町１－７
中鴻池行政サービスセンター	中鴻池町２－３-13
若江岩田駅前行政サービスセンター	岩田町４－３-22-500 希来里５階

楠根行政サービスセンター	楠根１-12-12
布施駅前行政サービスセンター	長堂１－８-37 ヴェル・ノール布施５階
近江堂行政サービスセンター	近江堂３-12-15
税制課	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎３階
市民税課	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎３階
固定資産税課	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎３階
納税課	荒本北１－１－１　東大阪市役所本庁舎３階

※納品は各所属が指定する場所へ直接行うものとする。なお、各設置場所には封筒を入れる設置台も用意すること。

（４）補充について

事業者が各設置場所の所属と協議の上、定期的に補充すること。

（５）選定方法

本事業の履行にあたり、経験と知識を持った事業者からの企画・提案を受け、より効果的かつ安定的に運営するため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

３．応募資格

応募事業者は、次の要件を全て満たすこと。

（１）東大阪市の令和６・７・８年度入札参加有資格者名簿に登録があること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（３）東大阪市入札参加停止要綱による停止期間中でないこと。

（４）東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第２号）の規定による暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

（６）破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がなされていないこと。

（７）共同企業体による申請でないこと。

４．スケジュール

（１）令和８年 11 月２日（月）　募集要領・提出様式配布
　　プロポーザル参加申込受付・質問書受付開始

（２）令和８年 11 月９日（月）　プロポーザル参加申込受付終了

（３）令和８年 11 月 13 日（金）　質問書受付終了

（４）令和８年 11 月 18 日（水）　質問書に対する回答・応募書類受付開始

（５）令和８年 11 月 25 日（水）　応募書類受付終了

（６）令和８年 12 月 11 日（金）　最優秀提案事業者決定

（７）令和９年９月１日（水）　広告付き窓口用封筒設置開始（予定）

５．参加手続き

（１）募集要領、提出様式の配布

①配布期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月９日（月）まで

②配布方法

市ウェブサイトからダウンロード

（２）プロポーザル参加申込

①申込期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月９日（月）まで

②申込方法・申込先

提案意思確認書（第１号様式）に必要事項を記入し、必ず代表者印を押印の上、以下の宛先へ持参または郵送により発送すること。持参の場合は平日午前９時から午後５時 30 分までとし、郵送の場合は申込期限である令和８年 11 月９日（月）必着とする。発送した際は、必ず電話（平日午前９時から午後５時 30 分まで）もしくは電子メールにてその旨の連絡を行うこと。

（宛先）東大阪市　市民生活部　市民生活総務室　市民生活総務課

〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目１番１号（市役所本庁舎５階）

電話番号　　06-4309-3158

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　shimin@city.higashiosaka.lg.jp

※期限までに提案意思確認書（第１号様式）の提出がない者は、本プロポーザルに参加できない。

（３）質問書受付及び回答

業務の内容、応募手続等について質問事項がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

①受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 13 日（金）午後５時 30 分まで

②提出方法・提出先

質問書（第２号様式）を用いて、市民生活総務課（以下のメールアドレス）へ電子メールにて提出すること。メール送信後、電話（平日午前９時から午後５時 30 分まで）で到着確認の連絡を行うこと。

電話番号　　06-4309-3158

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　shimin@city.higashiosaka.lg.jp

③回答方法

参加申込者全員に令和８年 11 月 18 日（水）午後５時 30 分までに電子メールにて回答する。ただし、質問者の競争上の利益・地位を犯すおそれがあると本市が判断した場合は、質問者のみに回答を行う。

（４）応募書類受付

①受付期間

令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 11 月 25 日（水）まで

②必要書類

応募事業者は、次に掲げる書類を７部（正本１部、副本６部）提出すること。ただし、第３号様式は正本１部のみとする。副本については、先入観を排した公平かつ客観的な審査を実施するために、商号又は名称、代表者氏名やロゴの記載は、表紙・内容ともに一切行わず、提案者を容易に推定できる情報を含めないようにすること。

・誓約書（第３号様式）

・企画提案書（任意様式で次の事項について記載）

１．封筒のデザインの工夫

２．広告主募集の方法

３．自社の広告掲載基準

４．納入スケジュール

５．過去５年間の業務実績（納入先・実施年月日がわかるもの）

６．問題発生時の対応

７．会社概要など事業内容記載の書類（パンフレットなど）、封筒の見本

〈企画提案書作成にあたっての留意事項〉

・Ａ４で作成し、ファイルに綴じること。ただし、Ａ３の資料は折りたたんでファイリングできれば可とするが、ページ数はＡ４の２ページとしてカウントする。

・使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上を使用すること。

・ページ数はＡ４で 15 ページ以内にまとめること。なお、文字数の制限はなしとする。

・カラー刷り、写真・絵・図・表等を挿入してもよい。

・後述の評価事項毎に詳しく記載すること。

③提出方法・提出先

市民生活総務課へ持参または郵送により発送すること。持参の場合は平日午前９時から午後５時 30 分までとし、郵送の場合は提出期限である令和８年 11 月 25 日（水）必着とする。発送した際は、必ず電話（平日午前９時から午後５時 30 分まで）もしくは電子メールにてその旨の連絡を行うこと。

（宛先）東大阪市　市民生活部　市民生活総務室　市民生活総務課

〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目１番１号（市役所本庁舎５階）

電話番号　　06-4309-3158

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　shimin@city.higashiosaka.lg.jp

（５）応募書類作成等にあたっての留意事項

・応募書類等は１応募者につき１書類に限定する。

・書類提出後の記載内容の変更、差し替えはできない。

（６）応募の辞退

参加申込を提出した後に応募を辞退するときは、応募辞退届（第４号様式）を提出すること。応募辞退届（第４号様式）は、必ず代表者印を押印の上、提出すること。また、応募書類提出期限を経過しても書類の提出がない場合は、応募を辞退したものとし、その際も必ず応募辞退届（第４号様式）を提出すること。なお、応募辞退届を提出した上で参加を辞退した場合、今

後、他の入札時等において不利益な扱いをすることはない。

（７）その他応募にあたっての留意事項

①費用負担

応募に際して必要となる費用は、応募事業者の負担とする。

②提出書類の取扱い

理由の如何を問わず返却しない。

③失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

・異なる提案を複数提出したとき
・応募書類の記載に虚偽又は不正があったとき
・応募書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき
・協定締結時点で会社更生法等の適用を受けた、または申請した等、協定履行が困難と認められるに至ったとき
・協定締結時点で、市の入札参加停止措置を受けているとき
・他社の代理をしたとき
・その他、応募に際して不正な行為があったとき又はこの要領に定める手続きによらなかったとき

６．最優秀提案事業者の選定及び協定締結

提出された企画提案書等を、東大阪市広告付き窓口用封筒選定委員会において（１）審査基準に基づいて審査する。最も点数が高い事業者を最優秀提案事業者とし、提案内容を踏まえて協定締結交渉をする。ただし、協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点応募事業者と協定締結交渉を行う。また、応募事業者が１者のみであっても事業者の選定は実施するが、合計点が 290 点に満たない場合は選定しない。（100 点×５名＝500 点満点）

評価点が同点となった場合は、次の順序で選定する。

①提案内容に関する合計点が同点の場合、「５．問題発生時について」にかかる項目の合計点が最も高い事業者

②提案内容に関する合計点及び「５．問題発生時について」にかかる項目の合計点が同点の場合、「２．掲載広告等について」にかかる項目の合計点が最も高い事業者

③提案内容に関する合計点、「５．問題発生時について」にかかる項目の合計点及び「２．掲載広告等について」にかかる項目の合計点が同点の場合、「１．デザインについて」にかかる項目の合計点が最も高い事業者

④提案内容に関する合計点、「５．問題発生時について」にかかる項目の合計点、「２．掲載広告等について」にかかる項目の合計点及び「１．デザインについて」にかかる項目の合計点が同点の場合は、選定委員会で協議し決定する。

※なお、選定委員に対して本業務に関する働きかけ、接触等を行ったことが明らかになった場合は、失格とする。

（１）審査基準

評価項目	評価基準	配点
１．デザインについて	見やすいデザインとなっているか。	５点
	本市が広告を募集しているような誤解を与えるものになっていないか。	10 点
	デザイン協議において、広告内容や行政情報掲載内容の変更等に対して、柔軟な対応が可能となっているか。	10 点
２．掲載広告等について	東大阪市内の事業所に広告掲載の機会が幅広く十分与えられているか。	５点
	自社における広告掲載基準やチェック体制はどのようなものか。	10 点
３．スケジュールについて	協定締結から納入まで、適切なスケジュールになっているか。	５点
	在庫管理体制及び補充依頼への対応はどのようなものか。	10 点
４．業務実績について	過去５年間で地方公共団体又は国に対して、本事業と同様の業務実績はどの程度あるか。	20 点
５．問題発生時について	掲載した広告内容及び広告主に問題が発生したときや広告内容に関する苦情があったときの対応等について、市と事業者の対応範囲はどのようなものか。	15 点
	自社のリスク管理体制はどのようなものか。	10 点
合　計		100 点

（２）採点方法

各評価項目について、５段階評価で採点する。

７．選定結果通知

選定結果については、応募事業者全てに通知書を発送するとともに、市ウェブサイトで公表する。

８．問い合わせ先

東大阪市　市民生活部　市民生活総務室　市民生活総務課　担当：村山・奥村
〒577-8521　東大阪市荒本北一丁目１番１号（市役所本庁舎５階）
電話番号　　06-4309-3158
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　shimin@city.higashiosaka.lg.jp